

回覧

令和6年11月4日

令和6年11月度 本部役員会議事録

市原市桜台自治会

1. 開催日時等

- ① 日時：令和6年11月4日(日)10:00～12:20
- ② 場所：2階大ホール
- ③ 出席者：副会長(欠席者：片桐副会長)、地区長(欠席者：長嶋地区長)、理事、(欠席者：福原・内山理事)
- ④ 議長：久保田会長ttt

会長	副会長	作成
篠	片桐	智田

2. 会長報告 添付資料①「令和6年11月度 会長報告」を参照のこと。

- (1) 最近、中高根地区のホテル従業員が殺される事件が起きています。また全国的にSNSで闇バイトを募集して実行に及ぶ強盗事件の多発など、物騒な時代になってきました。

桜台地区においては屋根瓦がズレてきてているといって補修を迫る人、エコキュートや温水器の点検をさせてくれとか、下水溝の点検をさせてくれとかと言って、執拗に点検を迫る悪質な業者の情報が多数あり、このような詐欺まがいの業者にひつかからないように注意してください。

このような業者の訪問に関しては、施錠したままで、ドアを開けて応対はしないこと。インターホン越しにきっぱり断って下さい。執拗に迫る業者がいたら自治会館に連絡ください。

- (2) また、最近新型コロナウィルスによる感染が多くなっていますのでご注意ください。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 令和6年10月度会計報告(桐田会計担当副会長)

- ① 会費納入率は89%で例年並みですが、残高不足で郵便局引き落としができない人が増えています。会計事務作業の効率化のために、引き落としができないと連絡を受けた人は、対応をお願いします。
- ② 雑費が予算をオーバーしていますが、予算化できるものは雑費とせず予算項目を立てるようにすることで、来年度は対応したい。
- ③ 予算執行状況は順調。

(2) 桜台自治会<会則集>発刊の準備状況(桐田副会長)

先月、本部役員にチェックをお願いし沢山の指摘を頂き訂正しました。原稿はほぼ出来上がり、残すは桜台自治会自主防災規約の改正のみとなりました。年末までには会員の皆さんにお届けする予定です。

(3) 桜台自治会自主防災規約の改正(桐田副会長)

会則集のチェックの際にいろいろな指摘があり、また地区防災計画との関係もあり、改正の必要なところはこの際改正することにし、添付資料②「桜台自治会自主防災規約改正案」のように改正案を作成し、審議した。

改正のポイントは

- a. 町会自主防災会は地区自主防災会にする。(町会は存在しない)
- b. 一時避難場所、指定避難所の明記、
- c. 誰が実施するか、役割分担の明確化
- d. 安否確認シートの管理・更新方法の改善、配布者を地区長、副会長に限定
- e. 有秋南小学校区で進めている地区防災計画の反映

<質疑応答>

- ① (大竹理事)3丁目は一時避難場所が2つに分かれているが、地区長と副会長の分担を明確にしてほしい。この文章ではわからない。

本部役員は改正案を持ち帰り、検討後朱記訂正して提出することにした。

(4) 地域コミュニティサービス利用の促進について

先月にもお願ひしましたが、市からの回覧物はこのスマホを使ったサービスで簡単にみることができます。ぜひこのソフトをスマホに入れて活用することを再度お願ひします。

4. 各専門部年度活動計画の説明

(1) イベント企画部

フェスティバルで「お餅・お菓子・小銭」等を<建て前>で行うバラマキ方式で実施する。実施に当たっては、低学年(幼稚園児～小学3年生)と高学年(小学4年生～6年生)に分けて行う。

(2) 文化体育部

フェスティバルの作業協力要請を、添付資料③「令和6年桜台フェスティバル作業協力要請」使って説明した。

<質疑応答>

- ① 集まった人が効率的に動けるように時間帯を設定し、その間全員で取り組めるような表現にしてほしい。集合は午前午後に分けない方がいい。
- ② 軽トラは2台手配したほうがいい。
- ③ 時間毎に何人が動けるか明確にした方がいい。
- ④ 高齢の役員が多く、協力者集めに苦労しているようですが、できるだけ多くの人の協力が得られるように工夫してください。
- ⑤ 声をかけていただければ、本部役員は可能な限り誰でも協力します。

(3) 福祉部

子供マルシェの準備は順調に進んでいる。子供は19人参加予定で昨年と同様に葉付き大根(泥付き)300本を販売する。その他本部役員からの提供品も多数集まっている。子供達にお願いしたポスターも集まっている。

(4) 防災部

炊きだし訓練中の看板を掲示する。準備は順調です。

(5) 防犯部

- a. 防犯パトロールは防犯ンボランティアのパトロールとは別に計画し、同時に空き家・空き地の調査を予定しています。ユニホームを着用します。
- b. 1月27日(日)、12月7日(日)、12月21日(日)に行います。1月以降は未定。
- c. 防犯カメラの設置検討については、見えてきた課題を整理しています。
- d. ミニストップやクリエートの防犯カメラについて調べました。

(6) 生活環境部

“花ボランティア”が年度内に解散という声を聞いたので、生活環境部として何ができるか検討しています。

＜久保田会長＞

桜台通りには約260ヶ所の植樹枠があり、花壇として“花ボランティア”的さんが面倒を見てきましたが、この度解散という話があります。そこで“マイ花壇”運動(会員一人1花壇で桜台を花で飾ろうという運動です)を具体的に進めようと思います。その他にもいろいろなアイディアをお出しください。

(7) 広報部

「桜台だより」は年間計画に沿って順調に発行できており、その他悪質訪問業者等の情報をタイムリーに発行している。又、凶悪事件も発生しているので情報を収集しています。

5. 地区長報告

(1)2丁目秋元地区長

倉庫の防災用品チェック表と現物が合っていないので防災用品を購入した場合、防災部は報告して欲しい。

6. 次回役員会予定： 常務役員会 12月1日 9:00～10:00 本部役員会 12月1日 10:00～12:00

7. 添付資料

添付資料① 「令和6年11月度 会長報告」

添付資料② 「桜台自治会自主防災規約改正案」

添付資料③ 「令和6年[桜台フェスティバル]作業協力要請」

令和6年11月度 会長報告（11月4日）

会長挨拶

10月26日（土）に行われた「秋の町内一斉清掃」には、643名の方々に参加していただき町内が見違えるほど綺麗になりました。特に植樹枠及び道路脇の縁石へりの除草をしていただき＜町内美化活動＞に大きく寄与できましたことをご報告いたします。

11月1日（金）近隣の＜中高根地区＞のホテルで従業員が手足を縛られ、首を刃物で切られて殺害された、強盗殺人事件が発生しています。警察では闇バイトとの関連を含めて調査中です。

また、最近桜台周辺では屋根瓦の修理・ガス給湯器等の業者を装った悪質訪問業者が出回っていますので、訪問業者には可能な限りインターホンで対応して絶対にドアの鍵を開けないでください。

新型コロナの感染者が増えてきていますので、マスク等適切な感染防止措置をお願いします。

I. 10月7日～11月3日の自治会・関係団体の行事関係

1. 10月13日（日）市長と語ろう未来創生ミーティング（有秋公民館）・・久保田出席

【テーマ】

（1）交通に関わる身近な問題について

①市道に関する行政と住民の連携について

- ・利用に支障を感じる市道について
- ・道路脇の草刈り、枝打ち等について
- ・スピードを出す通勤自動車について

②道路に関する他機関への働きかけについて

- ・県道に関する要望について
- ・通学路における大型トレーラー通行について

③交通手段の確保について

- ・市の考え方について
- ・コミュニティバスや乗合タクシーについて

（2）若い世代が引っ越ししてくる街づくりについて

①社宅用地の用途変更について

②空家への対応について

③子育て支援について

2. 10月15日（火）有秋南小学校区安心安全NW（椎の木台自治会館）・・久保田、藤田出席

（1）町会、学校、専門部からの報告

- ①各町会より報告（10/12土曜日 深城秋祭り開催、10/20（日）天羽田秋祭り開催）
- ②有秋南小学校より報告（10/16草刈り協力依頼、10/16～2学期が始まる、マラソン大会開催に伴う各種ボランティア募集、11/9 PTA主催 南子祭り開催）

（2）NW専門部より報告

- ①総務部（福祉バザーの開催日変更について）
- ②見守り支援部（NW懇話会出席）
- ③安全部（おでかけくん「防犯講話」開催について）

3. 10月25日（金）有秋地区町会長全体会議（有秋公民館）・・久保田出席

（1）市原市総合防災訓練有秋地区について

- ・開催日時・場所・・・令和6年11月3日（日）午前9時～ 各地区公園及び避難所

（2）市原市町会長大会及び顕彰祝賀会について

- ・開催日時・場所・・・令和7年1月25日（土）午前10時～ 市民会館大ホール

(3) 令和7年度事業における有秋公民館予約について

①有秋地区町長連合会定期総会・・・令和7年4月13日（日）

II. トピックス

1. 桜台2丁目と3丁目のプラスチック類一括回収状況 単位 Kg

	10/4	10/11	10/18	10/25	合計	不適物
桜台	190	180	270	210	850	サンダル、紙パック、食品残
君塚	130	110	120	110	470	紙、紙パック、食品残、生ごみ

2. 10月18日（金）9：00～12：00桜台自治会令和6年度上期会計監査が実施されました
大きな指摘事項はありませんでしたが、注意事項として①昨年末廃棄したパイプイスが固定資産簿から除却されていない ②現金残高を20万円程度に維持する事 ③見積書の添付のみで領収書が不添付⇒全て処理完了

III. 転入・転出（令6年10月末現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	10月末世帯数
前月世帯数	219	403	323	243	
転入			1	1	
転出	1				
今月世帯数	218	403	324	244	1189

IV. 会長への手紙

No	月日	連絡	地域	内 容	対応状況
1	10/9	電話	4丁目	4丁目8号ゴミ置場近くの土手から大量の水が溢れ出ている。このままだと土砂崩れの恐れがあるので確認してほしい。	土手の上部に敷設してあるU字溝のつなぎ目にズレがあるためその隙間より雨水が漏れて土手側に浸水しているものと判断して、市役所 土木部 河川課へ連絡した。

V. 審議＜決議、検討・確認＞事項

1. 月次決算報告

2. 桜台自治会＜会則集＞発刊の準備状況について 桜台自治会自主防災規約の見直し

3. 地域コミュニティーサービス利用の促進について

4. 各専門部より活動状況報告

(1) イベント企画部

(5) 防犯部

(2) 文化体育部

(6) 生活環境部

(3) 防災部

(7) 広報部

(4) 福祉部

5. 地区長報告

6. 副会長報告

次の開催予定日（常務役員会議） 12月1日（日）9時より

次の開催予定日（本部役員会議） 12月1日（日）10時より

桜台自治会自主防災会規約(改正案)

第1条（名称）

この会は、桜台自治会自主防災会（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）

- 1 自治会会則第5条4項(防災を推進するための活動を行う)を受けて本会を設置する。
- 2 本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づく自主的な活動をおこなうことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止および軽減並びに災害発生時の対策を行うことを目的とする。

第3条（組織の位置付け）

- 1 本会は、自治会組織を自治会自主防災会組織としたものであり、自治会長の直接管理下におくものとする。
- 2 地震等発生時の初期活動を速やかに行うため、自治会自主防災会本部を置くと共に各地区に次の自主防災会を置く。
 - 1 丁目地区：1丁目町会地区自主防災会
 - 2 丁目地区：2丁目町会地区自主防災会
 - 3 丁目地区：3丁目町会地区自主防災会
 - 4 丁目地区：4丁目町会地区自主防災会

（以下、各地区的「丁目町会地区自主防災会」を「町会地区防災会」という）
防災組織図については「別表1. 桜台自治会自主防災会組織図」を参照のこと。

第4条（一時避難場所）

1. 各地区防災会は各地区の公園に一時(いっとき)避難場所を定め、災害時にはここに集合し安否確認や安全の確保等を行う。
 - ① 1丁目地区自主防災会：中央公園
 - ② 2丁目地区自主防災会：わんぱく公園
 - ③ 3丁目地区自主防災会(1区、2区)：中央公園グラウンド
 - ④ 3丁目地区自主防災会(3区、4区)：ちびっこ公園
 - ⑤ 4丁目地区自主防災会：なかよし公園
2. 一時避難場所の開設は地区自主防災会会长が行う。ただし3丁目地区自主防災会の1区・2区においては副会長が、3区・4区においては地区長が行う。地区自主防災会会长が不在等の場合には、地区の副会長または3丁目1区・2区においては、事前に指名された地区的理事が代行する。
3. 家屋の損傷等で在宅避難ができない人は、一時避難場所での災害の初期対応が終了後は、指定避難所に移動する。その他の人は在宅避難に移る。
4. 一時避難場所には防災倉庫を置き、防災活動に必要な防災資機材を保管する。

第5条（会員）

本会は、自治会の会員をもって構成する。

第6条（役員）

自治会の本部役員の役職名称を含めた組織構成を、そのまま本会の役員構成に当てはめて、自治会の本部役員は、本会の役員を兼務するものとする。従って、本部役員が交替すれば自動的に本会の役員も交替となる。

- | | | |
|---|--------------------------|-------------|
| 1 | 自治会自主防災会本部会長（略称：本部会長） | (自治会会長が兼務) |
| 2 | 自治会自主防災会本部副会長（略称：本部副会長） | (自治会副会長が兼務) |
| 3 | 地区防災会役員 | |
| | (1) 町会地区防災会会长 | (自治会地区長が兼務) |
| | (2) 町会地区防災会防災理事（略称：防災理事） | (自治会理事が兼務) |
| | (3) 町会地区防災会防災班長（略称：防災班長） | (自治会班長が兼務) |

第7条（役員の任務）

1 本部会長

- (1) 本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮・命令を行う。
- (2) **避難場所 災害時は自治会館に開設する自主防災会本部での本会を総括し、防災組織を形成代表して**公的機関、近隣町会等の関連団体との折衝にあたる。

2 本部副会長

- (1) 本部会長を補佐する。
- (2) 本部会長が任務を遂行できない場合は、自治会総務担当副会長が代行する。
- (3) 防災担当副会長は、会務の日常活動を統括する。
- (4) 会計担当副会長は本会の経費の管理を行う。

3 町会地区防災会役員

(1) 町会地区防災会会长

- ①居住する地区を代表し、当該地区内の日常防災活動を指揮する。
- ②地震等の発生時の当該地区における初期活動組織を立ち上げに一時避難場所を開設し、避難者の安全確保、避難誘導等の支援、安否確認を行うとともに、災害状況等を本部に連絡し対策を協議する。

(2) 防災理事

- ①町会地区防災会会长を補佐し、当該防災班長を取りまとめ諸活動を推進する。
- ②町会地区防災会会长が任務を遂行できない場合は、防災理事が代行する。
- ③地震等の発生時には避難誘導班、救出・救助班、消火班等を指揮し、初期活動を速やかに行う。
- ④防災部所属の理事は防災部としての活動を行う。また、地震等の発生時には防災事務局に所属し本部会長を補佐する。

(3) 防災班長

- ①当該地区防災の推進員として活動する。

- ②地震等の発生時には班内の被害状況を把握し、会員共同による救出救命**援助支援**活動を行う。
- ③被害状況を防災理事に報告し、指揮下に入る。
- ④防災班長のうち、防災部所属の班長は、会務の活動を防災部部長の指揮下で行い、地震等発生時には居住地区的状況確認を本部に報告する。

第8条（防災委員会）

- 1 防災委員会は自治会の本部役員会構成とする。
- 2 本会の活動に関する事項は、自治会の防災委員会で審議・決定する。

第9条（防災計画・事業）

- 1 本会は各地区の**町会地区防災会**と共に通した防災活動を一括して行い、**防災部は**地震等による被害の防止および軽減をはかるため防災活動計画を作成する。
- 2 防災活動計画は次の事項に定める。
 - (1) 地震等の発生時における、防災組織の編成（別表1）および任務分担（別表2）に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の計画・実施に関すること。
 - (4) その他必要な事項。
- 3 **防災部は**、平常時から緊急時を想定し、次のような防災訓練を計画し実施する。
 - (1) 出火防止および初期消火に関すること。
 - (2) 避難に関すること。
 - (3) 被災者の救出、救護、その他保護に関すること。
 - (4) その他災害の予防に関すること。
- 4 防災器具の点検・管理
 - (1) 市から貸与、譲渡、支給および本会が独自に備えた防災器具備品が緊急時に使用できるように、平常から維持・管理をしておく。
 - (2) 防災器具備品は所定の各倉庫に保管し、本部防災倉庫は自治会館の事務員**防災部**が、また、各地区防災倉庫は各**町会地区防災会長**（各地区長）が管理する。
- 5 災害時要援護者支援
防災部は市が提供する情報開示に伴う避難行動時要支援者名簿に基づきよる個別避難計画の作成を行う。
個人情報は適正に管理し、災害時の避難支援以外の目的には使用しない。
- 6 安否確認シートの管理
 - (1) 安否確認シートの管理者は防災部部長とする。防災部部長は総合防災訓練等を利用して年1回、**安否確認シートが最新になっていることを確認し、維持する。**
 - (2) 防災部部長は最新の安否確認シートを毎年1回以上、**町会地区防災会会長**（当該地区分2部）、**防災理事**（当該区分1部）、**防災班長**（当該班分1部）**及び副会長又は一時避難場所開設の指名を受けた当該地区的理事に当該地区分2部を配布する。**

地区防災会会长は、当該地区の一時避難場所に集合時、安否確認シートを防災倉庫に1部保管すると共に手元に1部保管する2部持参し安否確認、被害状況確認に活用する。防災理事および防災班長は安否確認シートを手元に保管する。

- (3) 安否確認シートの記載事項に変更があった場合、防災班長は自治会事務所に連絡する。事務員は変更の旨を防災理事および地区防災会会长に連絡すると共に、自治会名簿データベースを変更する。事務員は転入・転出届があつた場合は、速やかに安否確認シートの変更を行い、安否確認シートを最新情報に維持するとともに、半期毎に防災部部長に報告する。
- (4) 年1回の総合防災訓練時に、各防災班長は安否確認シートが最新になっていることを、集合した班員とともに確認する。

7 自治会専門部の活動

自治会専門部の防災部は本会の事務局として防災計画、事業に係わることを専任業務とし、他の自治会専門部は、消火班、救出救助班、避難誘導班、生活班、衛生救護班、安全点検班の専門班として活動する。

詳細は、「別表2. 桜台自治会自主防災会本部、役員及び専門班の担当業務」を参照のこと。

8 外部活動 地区防災計画における活動

- (1) 市の防災対策に関する活動へ積極的に協力する。
- (2) 近隣防災組織との交流を図る。
 - (1) 有秋南小学校区自主防災計画（以下自主防災計画という）に示す防災に関する基本的考え方を理解し、基本方針、自助の推進、共助の推進等の活動目標を共有して、防災活動を推進する。
 - (2) 有秋南小学校の指定避難所の開設や運営に当たっては、避難所運営委員会と密接に連携して避難民の援助支援にあたる。
 - (3) 災害時において、地区防災計画における活動と桜台自治会自主防災規約で規定される活動が、支障なく実施されるように体制を整備する。

第10条（経費）

本会の運営に要する経費は、自治会の総会で承認されたものを充てる。

第11条（規約の改訂）

この規約の改訂は、本会の防災委員会で審議し承認を受けなければならない。

第12条（附則）

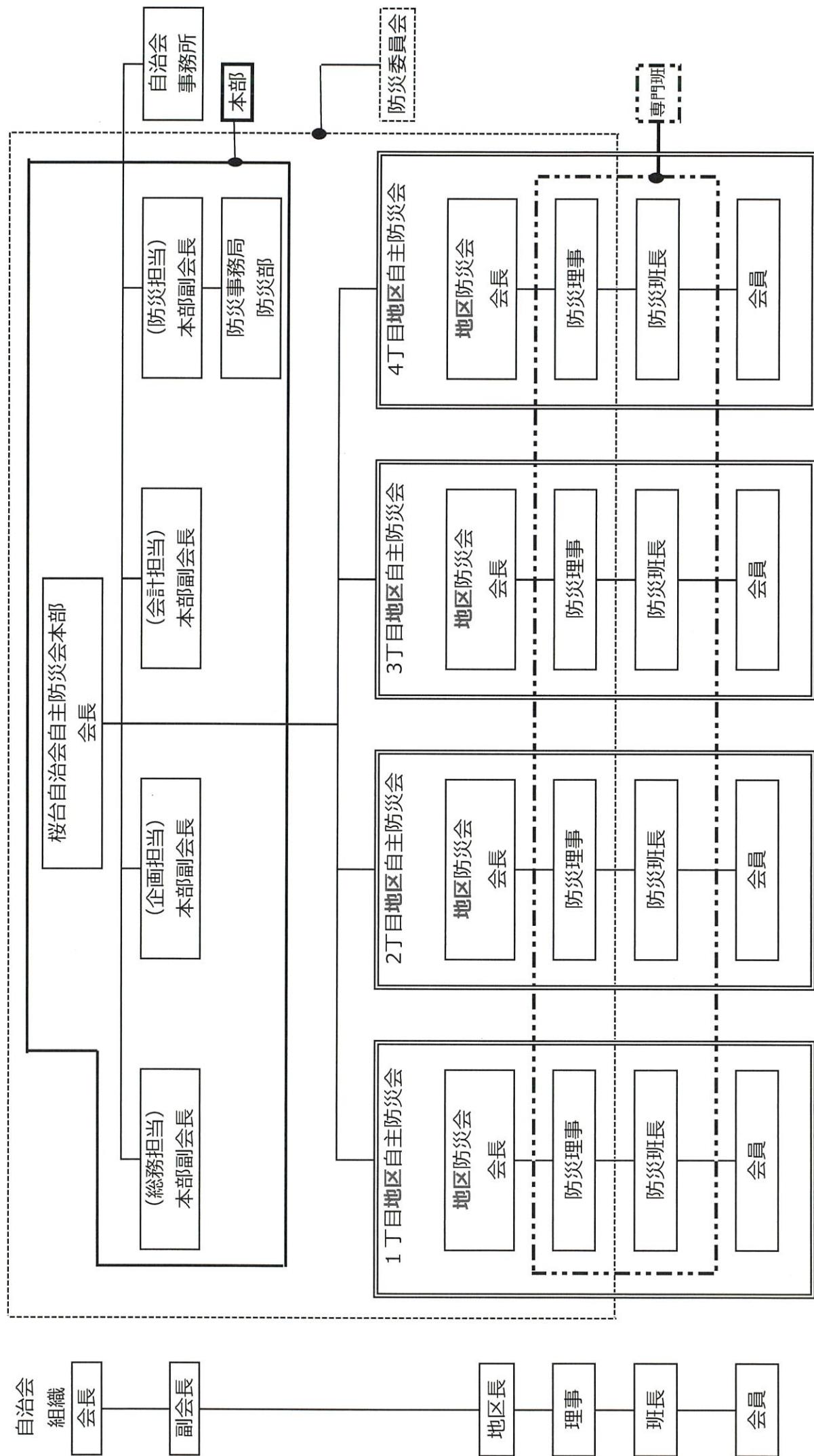
この規約は、平成18年7月3日から施行する。

- ・平成27年3月10日改正・施行

自主防災会は、従来1つの組織で活動していたが、平成19年に各丁目に町会防災会が結成され、4つの組織で活動している。そこで、現状の組織形態に合わせるべく本規約を改訂した。

- ・令和6年12月3日一部改正

別表1 桜台自治会自主防災会組織図



別表2 桜台自治会自主防災会本部、役員および専門班の担当業務

部署	平常時	災害時
災害対策自主防災会本部 本部会長 本部副会長 防災部部長・副部長	桜台自治会自主防災会活動を総括する。 ・公的機関との連絡調整 ・近隣町会との連絡調整	本部における活動 ・自治会全域での状況判断 ・4地区共助の指揮・命令 ・公助に対する救援救助要請 ・公的機関へ被害などの状況報告 指定避難所における活動 指定避難所での活動は、有秋南小学校校区の地区防災計画に基づき実施する。複数町会との共同生活体に向け組織を再編成する。
地区自主防災会 地区自主防災会長(地区長)	居住地区会員の防災訓練等技術習得を奨励する。 ・防災倉庫および消火器庫の管理	指定避難場所に至る工程を指揮する。 ・各丁目避難状況を本部に報告 ・避難完了後、本部の支援
自主防災事務局 (防災部)	防災啓発活動と防災訓練の企画・実施 ・防災啓発活動を企画・実施 ・防災訓練の企画・実施 ・各丁目との情報伝達訓練の実施 ・各地区的防災倉庫および消火器庫の点検維持 ・各専門班の活動推進	本部における情報収集 ・情報の収集・集約、本部への報告 ・本部～地区間の連絡・伝令指揮 ・各丁目援助要求の調整指揮、本部への報告 ・本部～地区間の伝令業務 ・消火班、救出救助班の支援
防災理事 (各地区理事)	居住街区防災活動の推進 ・地区自主防災会長を補佐し防災活動の推進を図る。	班の編成と統率 ・各地区的状況を把握し、地区自主防災会長に報告 ・班を統率して各受持ち活動にあたる。
消火班 (イベント企画部)	初期消火訓練 ・消火器の使い方習得訓練 ・初期消火訓練 ・火災予防	初期消火実施 ・初期消火活動 ・火災の警戒・出火防止対策実施 ・災害現場に出動し現場指揮下に入る
救出・救助班 (広報部)	救出・救助技術の習得 ・救出・救助技術の習得および訓練の実施 ・応急手当（止血・固定処置・搬送等）技術の習得訓練	救出・救助活動 ・救出・救助活動の実施 ・救急車の誘導 ・応急手当・救急救命の実施
避難誘導班 (生活環境部)	避難呼びかけ・避難誘導訓練の習得訓練 ・一時避難場所、避難通路の点検 ・避難訓練の実施	避難誘導 ・避難の呼びかけ ・安否確認
生活班 (文化・体育部)	炊出し用具の準備と訓練 ・炊出用具の確保と訓練 ・持出品の整理、管理 ・避難生活の実際調査と手順作成	炊出し・物資配分 ・炊出し・物資配分の協力 ・避難所生活の調整 ・生活相談・心のケア
衛生・救護班 (福祉部)	応急手当・救急救命技術の習得訓練 ・応急手当（止血・固定処置・重傷者搬送等）技術の習得訓練 ・仮設トイレの対策検討	応急手当・救急救命活動 ・応急手当・救急救命の実施 ・重傷者の搬送 ・仮設トイレの対策・設置状況周知活動 ・防疫の協力
安全点検班 (防犯部)	地域の巡回点検 ・危険物の排除および安全の確保 ・危険物の調査	安全通路調査・避難誘導 ・被災後の巡回 ・危険個所の報告と周知活動

各部共通訓練

- ・応急手当（止血・固定処置・搬送等）技術の習得訓練
- ・救急救命(AED等)技術の習得訓練関連訓練

- ・救出・救助、応急手当技術習得訓練
- ・初期消火訓練への参加

令和6年[桜台フェスティバル]作業協力要請

文化体育部

① 展示会 会場:桜台自治会館 1Fホール

開催日程: 令和6年11月16日(土)~17日(日) 10:00~16:00 ※17日は、~12:00

①-1	パーテーションの借り受け輸送	11月15日 08:50~10:00
①-2	パーテーション組み立て	11月15日 10:00~13:00

○ 文化体育部男性メンバーで4人程度は確保の見込み。

イベント企画(2)・生活環境(2)・広報(1)・防犯(2)協力下さい。

○ 作業メンバー移動車の確保

自治会軽トラと普通車で6人分は確保、不足1台の協力をお願いします。

①-3	展示会場整備	11月14,15日 ~13:00
①-4	展示品搬入	11月15日 14:00~15:00
①-5	作品展示	11月16日 10:00~16:00
①-5	作品展示	11月17日 10:00~12:00
①-6	展示品(持帰り)搬出	11月17日 13:00~14:00

○ 文化体育部メンバー主流で対応

①-7	パーテーションの撤去	11月17日 14:00~
①-8	パーテーション返却輸送	11月18日 08:50~

○ 文化体育部男性メンバーで4人程度は確保の見込み。

イベント企画(2)・生活環境(2)・広報(1)・防犯(2)協力下さい。

○ 自治会軽トラの運転

○ 作業メンバー移動車の確保

自治会軽トラと普通車で6人分は確保、不足1台の協力をお願いします。

② 餅(お菓子)まき(投げ) *新規追加イベント

会場: 桜台自治会館 玄関前広場(2階ホール窓と玄関前階段上より)

建前に行われた「餅まき」の由来などを先に説明する。

「小学生以下」と「大人」2つの年齢組に分けて行い、小銭もまく予定。

開催日程: 令和6年11月16日(土)雨天の場合は、翌17日(日) 12:00~

○ 餅などの事前準備を含めてイベント企画部にて措置とのこと

③ 青空市場 会場:桜台自治会館 駐車場

開催日程: 令和6年11月16日(土)雨天の場合は、翌17日(日) 10:00~

②-1	大根の輸送	11月15日 15:00
-----	-------	--------------

○ 福祉部にて措置と頂いております 協力下さい。

○ 自治会軽トラの運転

②-2	小型テント・テーブル・椅子設置	11月15日 14:00
②-3	小型テント・テーブル・椅子撤収	11月16日 15:00~

○ 設置・撤去作業 福祉部 協力下さい。

④ 炊き出し訓練 会場:桜台自治会館 玄関前

開催日程: 令和6年11月16日(土)雨天の場合は、翌17日(日) 10:00~

③-1	飲食用テーブル・椅子設置	11月15日 14:00
③-2	カレーライスの提供	11月16日 10:00~
③-3	飲食用テーブル・椅子撤収	11月16日 15:00~

○ 設置・撤去作業 防犯(2)協力下さい。

○ 自治会軽トラの運転

以上

令和6年[桜台フェスティバル]作業協力要請一覧表

日付	時間	作業内容		文化体育	イベント企画	生活環境	広報	防犯				
11月15日	08:50～	パーテーションの借り受け輸送(パーテーション・ボード17枚、脚23本、展示フック150コ)	遠藤	*1) 4人	2人	2人	1人	2人				
		パーテーション組み立て	佐伯									
		自治会軽トラの運転	遠藤									
		トラックの運転		※久保田会長調整中、不可の場合は軽トラ1台で載せ切れなければ2往復もあり								
		作業メンバー移動車	佐伯									
11月15日	14:00～	駐車場小型テント設置	鈴木									
		青空市場・炊き出し用テーブル・椅子設置	萩原	※防災部にて設置								
		看板の設置(「マルシェ」「炊出し」「マルシェ」)		※それぞれ文体部、防災部、福祉部にて設置								
		自治会軽トラの運転	萩原	※防災部にて調整								
11月16日 ～17日		大根の輸送	片桐	”福祉部にて措置のこと”								
		展示会場のBGM	久保田									
11月16日	12:00～	餅(お菓子)まき(投げ) *新規追加イベ	大野	”餅などの事前準備を含めてイベント企画部にて措置のこと”								
		駐車場小型テント撤収	鈴木	*1) 4人	2人	2人	1人	2人				
		青空市場・炊き出し用テーブル・椅子撤	萩原	※防災部にて撤収								
		自治会軽トラの運転										
11月17日	14:00～	パーテーションら解体・撤去・移送準備	遠藤	*1) 4人	2人	2人	1人	2人				
		看板の撤収(「マルシェ」「炊出し」「マルシェ」)		※文体部、防災部、福祉部にて撤収								
11月18日	08:50～	パーテーションの返却輸送(パーテーション・ボード17枚、脚23本、展示フック150コ)	遠藤	*1) 4人	2人	2人	1人	2人				
		自治会軽トラの運転	遠藤									
		トラックの運転										
		作業メンバー移動車	佐伯									

《各専門部会殿へのお願い》

1. 11月15日の準備段階と、17日18日の片付けでの応援は、それぞれの「作業内容」毎でなく、それぞれの日の『通し』でのお手伝いをお願いします。

(途中参加者に度々説明の面倒さや、意外と早めに進んで途中参加者の仕事がない場面も過去には有った模様)

2. 姉崎公民館への借受・返却は、08:50に自治会館前に集合して09:00に出発致します。

その時のメンバーの文化体育部の人数を “*1) 4人” と記していますが、自治会軽トラに2名と移動車に4名(運転手役の遠藤と佐伯さんの二人を加え)の6名で考えていますが、お集まりいただいた応援者の中で公民館経験者がおられましたら1名入れ替えもあり得ます。

3. 公民館移動メンバー以外は、自治会館1Fホールで、「机上のテーブルクロス掛け(テーブルは14日に遠藤が並べておきます。)」と「展示品ラベルの机上並べ」、

「自治会館入口への『桜台フェスティバル』看板の設置」をお願いします。(状況により「看板」は遠藤らが鈴木さんや経験者の応援の下で先に設置もあり)

机上へのクロスは、手前側一杯に垂らし、奥側2ヶ所以上をテープなどで止めてください。(出展者の箱ものなどを仕舞い込む為)

4. 「公民館からの横幅」が到着次第、「パーテーションの組立」に取り組みます。 以上、よろしくお願いいたします。

5. 以降も、「小型テントの設置」が15日の14:00～としてたりしていますが、その前での作業が進んで早まれば続行して行い、早めに切り上げることもあります。